

農業経営統計調査に係る第1回部会（令和6年1月29日）の議論を踏まえた意見  
～ 回 答 ～

農林水産省大臣官房統計部  
経営・構造統計課

（小針専門委員）

1 WHY（なぜ、このタイミング（令和6年調査）から、民間委託に移行するのか）について  
審査メモの回答にも記載されているとおり、「調査対象者の高齢化や実査・実測の担い手の不足等調査をとりまく環境が厳しい状況の中、一層の統計調査の効率化や報告者の負担軽減が喫緊の課題」であることは誰もが認識しており、その解決を図るための手段として「民間委託」を模索することを否定するわけではありません。

しかし、「なぜ、このタイミングでこの調査計画の変更を求めるのか」については、書面でも明確な回答にはなっていません。調査の体系を変更する理由は多岐にわたり、将来的な可能性も含め相互に関連すると考えますので、改めて再整理の上、回答してください。

【回 答】

1 現在、農政の基本となる食料・農業・農村基本法改正案の提出が今国会で予定されており、同法に基づく基本計画の策定も来年を予定しています。農政が新たな展開を迎える中、昨今の資材価格の高騰もあり、農家の所得等経営状況について関心が高まっている状況にあります。

農林水産省統計部では、これまでも利活用部局の要請に応えつつ、報告者の負担軽減を図り、将来にわたって統計の品質・信頼を維持した調査の継続と効率的な調査環境の構築を図るため、不断の見直しを行ってきたところです。

また、第IV期公的統計基本計画においては、調査対象者の高齢化や実査・実測の担い手の不足等調査をとりまく環境が厳しい状況の中、民間委託等一層の統計調査の効率化や報告者の負担軽減が喫緊の課題とされているところです。

2 今般の見直しにおいては、これらを踏まえて将来にわたって統計調査の品質・信頼を維持していくため、現状のように職員等によるサポートを必要とする調査から、調査対象経営体自らが回答できる自計調査となるよう記帳負担を軽減し、更に、民間委託導入による事務負担の軽減を図るものです。また併せて、関心が高まる本調査結果の公表時期早期化要請にも応えるものです。

- 3 また、本見直しにおいて民間委託を導入することとしていますが、標本選定替えを前提とした令和9年体系を待たず、令和6年調査から導入することについては、
- ・民間委託導入初年度は新規経営体よりも現行の継続経営体を対象とする方が民間事業者の負担が少ないこと
  - ・民間委託の実施状況を検証するために、6年調査、7年調査の2回の実査による経験が得られること
- から令和6年調査のタイミングで導入することが望ましいと考えています。
- 4 加えて、郵送・自計を目指す以上、不断に調査票の改善についても検討していく必要があると考えており、調査対象経営体の自計の状況も踏まえて更に改善する余地がないか検討することとしております。
- このように、民間委託の実査による経験や、調査票等についての検証を行い、令和9年体系に向けた申請を行いたいと考えています。

2 HOW（民間委託に移行するに当たり、統計の精度を確保しつつ継続させるために、どのように対応するのか）について

今回の変更は、職員や専門調査員のサポートのもとで行われる実質的な他計調査（聞き取り調査）から、郵送・自計を軸とする民間委託へと調査体系を大幅に変更するものです。

しかし、審査メモへの回答を見る限り、この変更が統計の精度に及ぼす影響や精度を維持するための方策についての説明は具体性に乏しいと考えます。

そこで、第1回部会で既に発注されている「現行の調査体系（Before）と、予定している調査体系（After）の比較表」の作成に当たっては、以下のi）からiii）の点も考慮してください。

i) 調査のプロセスごとに、①どのような業務があり、②それを誰が担当しているのか、が分かるように整理をしてください。

ii) ①については、大別して、事務も含めたオペレーションのプロセスと、報告者に対するサポートがあると考えますので、区分して整理してはどうかと考えます。

iii) ②については、Beforeの部分では、農林水産省職員（本省・地方農政局・県拠点）、専門調査員で区分すると、より明確になると考えます。

また、Afterの調査体系においては、「委託する民間事業者」「民間事業者が雇用する調査員」「農林水産省が直接雇用する専門調査員」での区分が考えられます。

#### 【回答】

別紙参考資料へ整理しました。

3 農林水産省が直接雇用する専門調査員について

第1回の部会において、変更後においても農林水産省として報告者へのサポートが有り得る旨の説明がなされていましたが、現状において報告者へのフォローの多くを専門調査員が担っているという認識から、民間委託後に専門調査員の採用数に変更が生じるのかどうかについても教えてください。

#### 【回答】

Aグループ（営農類型別経営調査にのみ回答）については、民間事業者により実査を行い、必要に応じて民間調査員を活用することから、令和6年調査からは農林水産省が雇用している統計調査員を活用することは想定していません。

なお、民間事業者に対しては、調査マニュアルや民間調査員向け研修資料等を提供することにより、実査が適切に行えるよう対応する予定にしています。

## (小西臨時委員)

1 資料3の農水省の回答資料では、「サポート」という用語が何度も用いられているが、内容が曖昧で、具体性が乏しいと思います。

今回の申請に伴う変更前後における業務内容の比較（いわゆる「ビフォー・アフター表」）については、既に資料作成が求められていると承知していますが、その中では、

「誰による（本省か、地方局か、専門調査員か）、誰に対する、どのような内容のサポートなのか」についても明確に整理をお願いします。

## 【回答】

別紙参考資料へ整理しました。

2 また、今回の変更で「民間委託」する部分については、地方農政局等は、実査の現場から離れると理解していますが、前回部会の説明では、「客体との関係もあるから、何かあればサポートする」旨の回答がなされていました。

そのこと自体、急激な調査方法の変更に対する激変緩和策として、むしろ必要と考えていますが、農水省（又は地方農政局等）が、報告者に対して支援する場合は有り得るなら、「どのような場合に、どのような支援を行うのか」を明確にしてください。

## 【回答】

別紙参考資料へ整理しました。

3 民間調査員について、①農水省として、設置は必須（民間事業者の自由意思ではなく）として民間事業者に求めるのか。②民間調査員の業務内容は何か、御教示ください。

## 【回答】

① 農林水産省としては、調査対象経営体自らが調査票に記入する自計調査を原則としますが、自計調査で回答することが難しい報告者が生じた場合にも適切に実査を行えることが可能となるよう、必要に応じ、民間調査員の活用を考えているところです。このため、必ず調査員の稼働が可能となるよう仕様書に明記する予定としています。

② 民間調査員の業務は、調査票の配布、回収（督促、補完を含む）を想定しています。

4 地方農政局等から民間事業者に提供される資料の一覧を、御教示ください。

**【回 答】**

農林水産省本省から下記資料の提供を予定しています。

◆調査協力依頼支援

① 調査協力依頼パンフレット

◆実査・審査等に必要な資料

② 調査マニュアル（Q&A含む）

③ 調査対象経営体に関する留意事項（連絡方法等）

④ 審査ツール（各種チェックのためのロジック）

⑤ 調査対象経営体に送付する参考資料（調査票の記入の仕方、オンライン操作手順書）

◆⑥ 民間調査員向け研修資料

# 営農類型別経営統計の調査に係る業務工程ごとの業務内容と、変更前後の比較 (イメージ)

令和 6 年 2 月 農林水産省大臣官房統計部 経営・構造統計課



現 行	実施主体	農林水産省(本省)	農政局等			農政局等・専門調査員			本省
	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和4年体系として                     <ul style="list-style-type: none"> <li>調査系統の決定</li> <li>調査票の作成</li> <li>調査項目、表章項目の決定</li> </ul> </li> <li>◆令和4年体系として                     <ul style="list-style-type: none"> <li>営農類型別、規模区分別、農業地域別に配分</li> </ul> </li> </ul>	<p>&lt;職員&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆調査予定経営体(脱落等の補充含む)を抽出</li> </ul>	<p>&lt;職員&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆調査予定経営体へ協力依頼(訪問して趣旨・内容を説明、協力依頼文書等を配布)</li> </ul>	<p>&lt;職員&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆調査資材(調査票(プレプリント含む)、記入の仕方等)を準備</li> <li>◆オンラインに係るIDを設定</li> <li>◆専門調査員へ研修・指導</li> </ul>	<p>&lt;職員・専門調査員&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆調査対象経営体に調査票を配布(訪問して調査票・記入の仕方等を配布し、説明)</li> <li>◆調査対象経営体からの照会に対応</li> </ul>	<p>&lt;職員・専門調査員&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆調査票を回収</li> <li>◆訪問、郵送、オンラインにより回収、資料閲覧、聞き取り</li> <li>◆記入漏れ等の確認</li> <li>◆必要に応じ調査対象経営体へ調査票を確認</li> <li>◆未報告者に対する督促(電話等)</li> </ul>	<p>&lt;職員・専門調査員&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆農林水産統計システムへ調査票データを入力・審査</li> <li>◆記入漏れ等を再チェックしつつ入力</li> <li>◆審査(レンジチェック、クロスチェック)</li> <li>◆エラー等があれば、必要に応じ調査対象経営体への照会等により修正</li> </ul> <p>&lt;職員&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆農林水産省(本省)へ報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆報告されたデータを農林水産統計システムで集計・審査</li> <li>◆審査実施状況を確認し、疑義等があれば必要に応じ農政局へ確認</li> <li>◆資料(統計表)を作成し公表</li> </ul>

変 更 後 (※)	実施主体	農林水産省(本省)	農政局等	民間事業者		民間事業者(必要に応じて民間調査員の活用)		民間事業者	本省
	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和4年体系として                     <ul style="list-style-type: none"> <li>調査系統の決定</li> <li>調査票の作成</li> <li>調査項目、表章項目の決定</li> </ul> </li> <li>◆令和4年体系として                     <ul style="list-style-type: none"> <li>営農類型別、規模区分別、農業地域別に配分</li> </ul> </li> </ul> <p>報告者負担を軽減するため、今回の見直しにおいて調査項目を整理</p>	<p>&lt;職員&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆調査予定経営体(脱落等の補充含む)を抽出</li> </ul>	<p>&lt;民間事業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆調査予定経営体へ協力依頼(訪問して趣旨・内容を説明、協力依頼文書等を配布)</li> </ul>	<p>&lt;民間事業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆調査資材(調査票(プレプリント含む)、記入の仕方等)を準備</li> <li>◆オンラインに係るIDを設定</li> <li>◆民間調査員へ研修・指導</li> </ul>	<p>&lt;民間事業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆調査対象経営体に調査票を配布(郵送により調査票・記入の仕方等を配布、必要場合は訪問(民間調査員)して調査票・記入の仕方等を配布し、説明)</li> <li>◆調査対象経営体からの照会に対し、コールセンターにより対応</li> </ul>	<p>&lt;民間事業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆調査票を回収</li> <li>◆郵送、オンラインにより回収(必要場合は訪問(民間調査員)して資料閲覧、聞き取りにより回収)</li> <li>◆記入漏れ等の確認</li> <li>◆必要に応じ調査対象経営体へ調査票を確認</li> <li>◆未報告者に対する督促(電話等)</li> </ul>	<p>&lt;民間事業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆e-Surveyへ調査票データを入力・審査</li> <li>◆記入漏れ等を再チェックしつつ入力</li> <li>◆審査(レンジチェック、クロスチェック)</li> <li>◆エラー等があれば、必要に応じ調査対象経営体への照会等により修正</li> <li>◆農林水産省(本省)へ随時報告(本省において報告を受けたものから逐次審査)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆随時報告されたデータを農林水産統計システムで集計・審査</li> <li>◆審査実施状況を確認し、疑義等があれば必要に応じ民間事業者へ確認</li> <li>◆資料(統計表)を作成し公表</li> </ul>

変 更 後 (※)	農林水産省(本省、農政局等)のサポート	対民間事業者	<p>&lt;農政局等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆調査予定経営体への協力依頼を支援(必要に応じ民間事業者に同行等)</li> </ul> <p>&lt;本省&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆調査協力依頼パンフレットの提供</li> </ul>	<p>&lt;本省&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆実査、審査等に必要資料の作成・提供</li> <li>◆調査マニュアル(Q&amp;A含む)、調査対象経営体に関する留意事項(連絡方法等)</li> <li>◆審査ツール(各種チェックのためのロジック)</li> <li>◆調査対象経営体に送付する参考資料(調査票の記入の仕方、オンライン操作手順書)</li> <li>◆民間調査員向け研修資料(eラーニング、理解度テストを含む)の作成・提供</li> </ul>	<p>&lt;民間事業者(必要に応じて民間調査員の活用)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和6年の対応</li> <li>◆農政局等により現行の調査対象経営体に対し、民間委託への移行を事前に説明</li> </ul>	<p>&lt;本省・農政局等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆受託事業者では対応できない照会や仕様書上の委託範囲を超過した事案について対応</li> </ul>	<p>民間事業者の活用にあたり予定している措置(例)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>受託者の決定に当たっては、総合評価落札方式による入札を念頭に、十分な実施体制が確保されているかを確認するほか、民間事業者の創意工夫により業務を効率的に行う方法についても提案させ、それらも十分に加味した上で慎重かつ合理的に判断する(実施体制(想定))             <ul style="list-style-type: none"> <li>調査業務、入力・審査業務、情報セキュリティなどに係る責任者の設置</li> <li>民間調査員の全国的な派遣</li> <li>コールセンターの設置 など(評価事項(想定))</li> <li>公的統計の受注実績の有無</li> <li>ISO20252又はISO9001、プライバシーマーク等の有無</li> <li>調査に精通した責任者(統計調査士等の資格の有無)の配置 など</li> </ul> </li> <li>報告者の秘密保護のため、民間事業者が本調査の業務を行う執務室における入室制限措置や災害に備えた設備の整備、業務担当者の守秘義務に関する誓約書等の徴収や民間事業者における教育の実施などにより、調査票情報等の適正な管理の徹底を要求する</li> <li>受託した民間事業者と本省職員が定例会を開催するなどにより、民間事業者に定期的に業務の進捗に応じた報告を求め、必要に応じて助言・指導を行うなど調査全体のプロセス管理を行う</li> </ol>
	農林水産省(本省、農政局等)のサポート	対調査対象経営体					

(※)生産費調査への回答を兼ねる調査対象経営体については、基本的に現行と同じ。